

3 サービス内容

- ・介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成
- ・送迎
- ・日常生活の世話(食事介助 入浴介助 排泄介助 更衣介助 移動、移乗介助 服薬介助)
- ・日常生活動作の機能訓練・・・日常生活、レクリエーションを通じた訓練
- ・その他創作活動など

4 利用料、その他の費用の額

(1)通所介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本料金は以下のとおりです。利用料負担額は原則として基本利用料の1割、2割または3割の額です。

【通常規模型通所介護費】 (地域区分6級地 地域区分別1単位の単価 10.27円)

1回当たりの所要時間	介護度	基本利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
7時間以上 8時間未満	要介護度 1	6,654円	666円	1,331円	1,997円
	要介護度 2	7,856円	786円	1,572円	2,357円
	要介護度 3	9,109円	911円	1,822円	2,733円
	要介護度 4	10,352円	1,036円	2,071円	3,106円
	要介護度 5	11,605円	1,161円	2,321円	3,482円

1回当たりの所要時間	介護度	基本利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
6時間以上 7時間未満	要介護度 1	5,905円	591円	1,181円	1,772円
	要介護度 2	6,973円	698円	1,395円	2,092円
	要介護度 3	8,051円	806円	1,611円	2,416円
	要介護度 4	9,119円	912円	1,824円	2,736円
	要介護度 5	10,198円	1,020円	2,040円	3,060円

1回当たりの所要時間	介護度	基本利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
5時間以上 6時間未満	要介護度 1	5,761円	577円	1,153円	1,729円
	要介護度 2	6,809円	681円	1,362円	2,043円
	要介護度 3	7,856円	786円	1,572円	2,357円
	要介護度 4	8,904円	891円	1,781円	2,672円
	要介護度 5	9,951円	996円	1,991円	2,986円

サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合	1日につき 513円	52円	103円	154円
個別機能訓練加算Ⅱ	利用者の機能訓練を行なった場合	1回につき 575円	58円	115円	173円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1か月のご利用料金の4.3%の額				

(2)その他の費用

食費 (おやつ代含む)	1日につき 250円
おむつ代	1枚につき 実費100円 (尿取りパット、リハビリパンツタイプ、マジックテープ付おむつ等各々1枚につき)
日常生活費	利用者の希望により提供する日常生活上必要な費用として、実費を御負担していただきます。個別に選択するレクリエーションに関する材料費。

3. サービス内容

- ・介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成
- ・送迎
- ・日常生活の世話(食事介助 入浴介助 排泄介助 更衣介助 移動、移乗介助 服薬介助)
- ・日常生活動作の機能訓練・・・日常生活、レクリエーションを通じた訓練
- ・その他創作活動など

4. 利用料、その他の費用の額

(1) 介護予防生活支援サービス利用料(元気あっぷS)

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は原則として基本利用料の1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額負担となります。

(地域区分6級地 地域区分別1単位の単価 10.27円)

区 分	基本利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
要支援1	1ヶ月につき 16,996円	1ヶ月につき 1,700円	1ヶ月につき 3,400円	1ヶ月につき 5,099円
要支援2	1ヶ月につき 34,846円	1ヶ月につき 3,485円	1ヶ月につき 6,970円	1ヶ月につき 10,454円

加算の種類	算定要件	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
運動器機能向上 体制加算	機能訓練を 行なった場合	2,310円	231円	462円	693円
介護職員処遇 改善加算	1か月のご利用料金の4.3%の額				

(2) その他の費用

食費 (おやつ代含む)	1日につき <u>250円</u>
おむつ代	1枚につき <u>実費100円</u> (尿取りパット、リハビリパンツタイプ、マジックテープ付おむつ等各々1枚につき)
日常生活費	利用者の希望により提供する日常生活上必要な費用として、実費を御負担していただきます。 個別に選択するレクリエーションに関する材料費。

(3) キャンセル料は頂いておりません。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業介護員等の禁止行為

介護予防・日常生活支援総合事業介護員はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② ご利用者様又はご家族の金銭、預金通帳、証書、書類、などの預かり
- ③ ご利用者様又はご家族のからの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為(ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他ご利用者様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為等